



し尿汲み取り業務の休業(お盆休み)について

し尿 汲取日	8/9 (金)	8/10 (土)	8/11 (日・祝)	8/12 (月・振休)	8/13 (火)	8/14 (水)	8/15 (木)	8/16 (金)
○	8/2(金)午後3時 まで受付	休 み						○

8月9日(金)までの汲み取りを希望される方は、8月2日(金)午後3時まで下記までお申し込みください。
それ以降の受付分は、8月16日(金)以降の汲み取りとなりますので、ご注意ください。

※ごみの収集業務については、通常どおり行います。

【問・申】生活環境課 ☎(087)894-1119 総合支所 ☎(0879)26-9901

発火の危険があるごみの出し方にご注意ください

香川東部溶融クリーンセンターで、ごみの中への発火性危険物等の混入が原因と考えられる火災が近年頻発しています。

被害の大きさによっては、施設の復旧に長い時間が必要となり、ごみの搬入や処理ができないという重大な問題につながるおそれがあります。

火災の原因となる主な発火性危険物等の混入防止のため、右記の表を参考にして、ごみの分別と正しい出し方にご協力ください。

【問】生活環境課 ☎(087)894-1119

分別表

小型充電式電池(リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池)

取り外しが可能なものは家電製品などから必ず取り外し、回収協力店に持ち込むか市役所の使用済小型家電回収ボックスに投入してください。

灯油タンク・塗料の容器等

中身を使い切り、ポリタンクは燃えるごみ、スチール缶は燃えないごみの日に出してください。
(40cm以上は粗大ごみ)

カセットボンベ・スプレー缶

中身を使い切り、穴を開けて、資源ごみの日に雑缶専用ネット(黒色)に入れてください。

ライター

中身を使い切り、燃えないごみの日に出してください。

乾電池・ボタン電池

ボタン電池はセロハンテープ等で絶縁し、水銀使用製品の日に出してください。

野焼きは原則禁止です

野焼きとは、家庭ごみや事業所ごみを燃やすことで、直接焼却する場合だけでなく、ドラム缶・ブロック団・素掘りの穴・法律で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれます。

野焼きは、法律により原則として禁止されています。

※公益上や社会の慣習上やむを得ないもの、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な場合においては例外とされています。

例外的に認められている野焼き行為

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(正月のしめ縄等を焚く行事など)
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(稲わらや畦などを除草した刈草の焼却など)
- たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(落ち葉や木くずの焼却、キャンプファイヤーなど)

※例外的な場合でも、生ごみ、紙類、プラスチック、ビニール等の焼却はできません。

※焼却時は消火するまでその場を離れないことや時間帯、周辺環境などに十分な配慮が必要です。

(法律に違反しているときや、近隣から苦情があるときは行政指導の対象となります)

※火災とまぎらわしい煙が上がる場合は、消防署に届け出が必要です。 【問】生活環境課 ☎(087)894-1119

